

会 議 録

1 会 議 名	令和4年度第1回太宰府市景観・市民遺産審議会
2 開催日時	令和4年10月4日（火）14:00～15:20
3 開催場所	太宰府市役所 3階庁議室
4 出席者名	浅野委員（会長）、小野委員、松大路委員、道下委員、菜畑委員、田上委員、須田委員、松山委員、吉田委員、大野委員、瀬筒委員、池田委員
5 議 題	<p>【報告事項】</p> <p>(1)太宰府市歴史的風致維持向上計画の第2期計画について</p> <p>(2)第7回だざいふ景観賞の経過報告ならびに今後の進め方について</p> <p>(3)令和3年度景観計画の届出状況について</p> <p>(4)令和3年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について</p> <p>(5)令和3年度景観重要建造物の現状変更許可について</p>
6 内 容	
	【報告事項(1)】 太宰府市歴史的風致維持向上計画の第2期計画について
事務局	※事務局より内容説明
委員	今回の風致は第1期計画と同じものですか。
事務局	第1期計画のときと第2計画のときで国の方針が変わっているため、一部変えた部分もありますが、基本は同じです。
委員	35事業ありますが、すべて継続事業ですか。
事務局	資料の事業案で、青色の部分が新たに設けた事業で、黒文字が継続事業になります。
委員	これは市民遺産会議と連動しているものですか。
事務局	全部の事業ではありませんが、一部文化財課の市民遺産の事業と関連しています。

委員	資料に所管課の項目がありますが、担当によって扱いが異なりますか。担当が単体で書いているものもあれば、カッコ書きで記載されているものもありますが、記載方法に何か区別がありますか。
事務局	上から2番目の事業を例にして説明しますと、この事業は史跡地周辺の事業のため史跡地自体を管理している文化財課の協力が必要になります。史跡地の整備や管理は文化財課が行いますが、その周辺の道路の防護柵の整備などが都市計画課の管轄となります。事業との関係性で記載方法を変えておまして、カッコ書きの部分が協力相手で、カッコ書きでない方が主たる所管課となります。
委員	9、10の事業に小鳥居小路と小町広場がありますが、藍染川や光明寺などもある九博通りは、この計画に入っていますか。
事務局	九博通りは九州国立博物館ができるときに整備しましたので、市の管轄する道路部分については、今のところ舗装の劣化などの緊急性の高い改修は必要ないと考え入れていません。また本計画が10年の計画であるから、この先10年のなかで行えるかという部分も考慮し、判断しています。ただし、藍染川近辺については、24番の事業に関わるもののため、その事業でカバーすることができます。
	【報告事項(2)】第7回だざいふ景観賞の経過報告ならびに今後の進め方について
事務局	※事務局より内容説明
会長	これまでの景観賞では、公共施設は対象外としていましたが、今回の景観賞からは公共施設等も受賞対象とすることになりました。こちらについては前回までの審議会にてご了承いただいておりますので、まず確認をいたします。このことに伴いまして、これまでとはくに所有者等を表彰し、その場所を管理する方々がいらっしゃれば市長賞として表彰しておりましたが、今回から公共施設も受賞対象となりましたので、それを守っておられる方々を景観賞や景観大賞として表彰とすることも想定されます。そこで、いままでと市長賞の取り扱いが異なってくるため、市長賞は本審議会ではなく市長が判断するという従来とは異なる方法で審査を行い、本審議会では大賞と景観賞の選考を行うこととなります。
事務局	実際に現地を確認したいけれども場所が分からない場合は、事務局がご案内いたしますのでご連絡ください。
委員	今回から小学生に対して投票を行っていますが、順位の公表をする予定はありますか。
会長	順位の公表というのは行っておりません。あくまで選考の参考資料となります。

委員	小学生のこれだけの人数に協力いただいているため、何かしらのフィードバックとしてお伝えする必要があるのではないのでしょうか。
委員	投票結果の情報は公表されないということでしょうか。選考において必ずしも小学校の票に評価される必要はありませんが、小学校の結果について何かしらの方法で示す必要があるのではないのでしょうか。
事務局	今回ご意見を頂きましたので、フィードバックにつきましては事務局で検討いたします。
委員	いち委員として、30ページ分の評価をするということになりますが、中には知らない場所などもあります。そういうところについても、評価が必要ですか。
事務局	景観賞につきましてはあくまでも写真賞ではなく、そのものがどうかというところになります。場所が分からない等ありましたら、事務局をご案内いたしますのでご連絡をよろしく願いいたします。
委員	よく分からないものについては、回答しなくてもよいですか。
事務局	極力すべてに採点をしていただきたいので、ご連絡をお願いいたします。例えば選考対象物件について、追加情報が欲しい等のご要望がありましたら、事務局で対応いたしますので併せてご連絡ください。
委員	景観賞について、これだけの組織で動いている割には投票数が少ないと思われます。投票された方に景品を付けるなどして、投票に興味を持たせる工夫が必要ではないのでしょうか。また、事業を進めるにあたって類似事業を行う自治体への情報収集などは行いましたか。
事務局	景観賞事業の進め方については、類似事業を行う自治体への聞き取り調査等を行っています。ただし、今回から行われた Web 人気投票については、実施している自治体も少なく模索しながら進めておりましたので、投票の周知方法についてさらに調査をする必要があったと思われます。投票数が少ないというご意見に加えて、今後の事業の進め方の参考とさせていただきます。
委員	審査表の右上に注意書きがありますが、人気投票に使われた写真が基本的に応募者の写真となりますか。また、水城跡の写真が人気投票のときと審査表のときで写真が異なっております。
事務局	人気投票で使われた写真は可能な限り応募者の写真を使用していますが、応募物件によっては写真の写り方を考慮し、事務局で撮影しなおしたものを人気投票時に使用し

	ているものもあります。
委員	水城跡の桜の木については、移植されることが決まっていますか。
事務局	整備計画がありまして、計画上は桜の木を水城の北側に移すことになっています。ただ、移植に伴う土地の買い上げ等もあるため具体的な時期は決まっておりません。
会長	景観賞は写真コンテストではないため、写真での判断ではなく景観として審査をお願いします。また、人気投票につきましてはあくまで参考資料という取り扱いとなりますので、こちらに従って受賞作品を決定するものではありません。これらを判断材料としながら委員の皆様のそれぞれの判断で選考をお願いします。項目については、判断が難しい部分もありますが、これらに当てはめて選考をよろしく願いいたします。
委員	景観賞については応募者がいてはじめて選考対象となります。前回までの応募数の減少に伴い今回はもう限界と思っていましたが、今回は幅が広がったと感じております。応募者数としては何名ほど応募をされたのですか。
事務局	応募者数としては40名弱ほどと思われますが、具体的な人数が不明ですので、後日回答いたします。【応募者数38名】
委員	御笠川沿いの桜並木と御笠川沿いの散歩道について、どちらも御笠川沿いの道となりますが、区別されているのには理由がありますか。
事務局	どちらも御笠川沿いの道となりますが場所が異なります。また、前者については桜並木を中心にスポットが当てられ、後者については設置されたライトの夜間景観にスポットが当てられていますので選考対象として物件を分けています。
	<p>【報告事項(3)】令和3年度景観計画の届出状況について</p> <p>※事務局より内容説明</p> <p>※質問等なし。</p>
	<p>【報告事項(4)】令和3年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について</p> <p>※事務局より内容説明</p>
委員	許可期間が最大3年とのことですが、こちらは一般的な期間ですか。
事務局	市町村によって許可期間は異なりますが、一般的には最大3年のところが多いです。

【報告事項(5)】令和3年度景観重要建造物の現状変更許可について

※事務局より内容説明

※質問等なし。